

## 風水害等の「警報」発令時における児童の安全確保について

- 1 午前6時の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に、「特別警報」か「暴風警報」か「大雪警報」か「暴風雪警報」か「降灰予報」が発令の場合（テレビのデータ放送等でご確認ください。）
  - 当日は一齐に「臨時休校」となります。
  - 上記警報発令の際、マチコミメール配信、連絡網等のお知らせはありません。
- 2 「暴風警報」を伴わない、「大雨警報」か「洪水警報」についても、危険な状況と判断される場合
  - 各家庭で危険な状況と判断した場合は、登校させないでください。
  - 登校できなかった場合、欠席とはなりません。
- 3 登校後「特別警報」か「暴風警報」か「大雪警報」か「暴風雪警報」か「降灰予報」が発令された場合
  - マチコミメール配信にて学校から保護者に連絡します。
  - 原則、学校で保護者の方に児童を直接引き渡します。
  - 給食が中止になる場合があります。 ※この場合、全市一齐ではありません。
- 4 横浜市内のどこかで「大きな地震(震度5強以上)」が観測された時
  - マチコミメール配信にて学校から保護者に連絡します。
  - 学校で、保護者の方に児童を直接引き渡します。

※「引き渡し」についてはマチコミメール配信でお知らせいたしますが、メール受信が不可能の場合は保護者の判断で学校においでください。（電話での連絡等は不可能になることが考えられます）引き渡しができなかった児童は、保護者が来ていただくまで学校で留め置きをいたします。